

平成 30 年 2 月 16 日
経 済 産 業 省
電力・ガス取引監視等委員会

大雪による災害による被害に係る 経済産業大臣の電気の災害特別措置の認可等について異存ない旨を 回答しました(新潟県、福井県)

本日、電力・ガス取引監視等委員会は、災害救助法の適用が決定された市町において、被災した電気の需要家等に対する特別措置の認可等について、経済産業大臣から意見の求めを受け、認可等を行うことに異存はないことを回答しました。

連日の大雪により、新潟県、福井県において多数の被害が生じたため、災害救助法の適用が決定されました。

災害救助法が適用された市町(※1)及び隣接する地域(※2)において、被災した需要家等に対する災害特別措置として、電気事業法等の一部を改正する法律附則第16条第3項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項ただし書の規定、電気事業法第18条第2項ただし書の規定及び電気事業法第20条第2項ただし書の既定に基づき、経過措置料金(小売全面自由化後も規制が残る小売料金)、託送料金等その他の供給条件について特別措置(料金の支払期日の延長、電気料金の免除等)を実施するため、平成30年2月16日に当該地域を供給区域とする東北電力株式会社、東京電力エナジーパートナー株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、中部電力株式会社及び北陸電力株式会社から認可等の申請がありました。

(※1)災害救助法適用市町

- ・新潟県 長岡市、小千谷市、十日町市、魚沼市、東蒲原郡阿賀町
- ・福井県 福井市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、坂井市、吉田郡永平寺町、
丹生郡越前町、越前市

(※2)隣接する地域

- ・福島県 喜多方市、南会津郡檜枝岐村、南会津郡只見町、耶麻郡西会津町、
大沼郡金山町
- ・群馬県 利根郡みなかみ町、利根郡片品村

- ・新潟県 新潟市、三条市、柏崎市、新発田市、見附市、燕市、五泉市、上越市、
阿賀野市、南魚沼市、西蒲原郡弥彦村、三島郡出雲崎町、南魚沼郡
湯沢町、中魚沼郡津南町、刈羽郡刈羽村
- ・福井県 今立郡池田町、南条郡南越前町
- ・石川県 小松市、白山市、加賀市
- ・長野県 飯山市、下水内郡栄村
- ・岐阜県 高山市、関市、本巣市、郡上市、揖斐郡揖斐川町

これを受け、経済産業大臣から特別措置（別紙参照）の認可等を行うことについて、電気事業法等の一部を改正する法律附則第16条第3項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第66条の10第1項第3号の規定、電気事業法第66条の11第1項第5号の規定及び電気事業法第66条の11第1項第9号の規定に基づき、意見の求めがありましたので、電力・ガス取引監視等委員会として認可等を行うことに異存はないことを回答しました。

当該災害特別措置については、災害救助法が適用された日（※3）まで遡及して適用されます。

（※3）災害救助法適用日

（2月6日適用）

福井県 福井市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、坂井市、吉田郡永平寺町、丹生郡越前町

（2月13日適用）

福井県 越前市

（2月14日適用）

新潟県 長岡市、小千谷市、十日町市、魚沼市、東蒲原郡阿賀町

本ニュースリリースは、第130回電力・ガス取引監視等委員会の議事要旨を兼ねます。

（本発表資料のお問い合わせ先）

電力・ガス取引監視等委員会事務局総務課長 新川

担当者：下村・石原・團野

電話：03-3501-1511（内線 4361～4）

03-3501-1529（直通）

03-3501-1540（FAX）